

墨田区監査委員公告第 1 号

令和元年度定期監査（第2回）等の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和2年6月18日

墨田区監査委員	長谷川 昌 伸
同	寺 田 政 弘
同	井 尾 仁 志
同	大 越 勝 広

令和元年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 定期監査</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 事案の決定手続が確認できないもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 事業実施の起案文書がないものがあった。(秘書担当、広報広聴担当、スポーツ振興課、保健計画課、都市計画課、道路公園課)</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 起案文書に事案の決定権者の押印がないまま、事務事業が行われているものがあった。(障害者福祉課、子ども施設課)</p> <p style="margin-left: 20px;">b 事案の決定手続に誤りがあるもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、部長による専決としているものがあった。(障害者福祉課)</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(総務課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック準備</p>	<p style="margin-left: 40px;">(a) 事業実施起案を作成した。今後はこのようなことがないよう、事案決定規程に基づいた決定手続を行うことを職員に徹底するとともに、必ずチェックを行うよう主査級職員にも徹底する。</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 押印もれについて、決定権者に追認の処理を行った。今後はこのようなことがないよう、必ず確認行為を行っていく。</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 墨田区事案決定規程に定める正しい決定区分により、追認の処理を行った。</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 墨田区事案決定規程に定める正しい決定区分により、追認の処理を行った。今後はこのようなことがないようチェック体制の見直しを行っていく。</p>

室、観光課、生活福祉課、障害者福祉課、保健計画課、子育て支援課、子育て政策課、建築指導課、防災課、安全支援課、都市整備課)

(イ) 特殊勤務手当で、勤務を要しない日や対象業務に従事していない日に支給されているものがあった。(生活福祉課)

(イ) 特殊勤務手当の誤支給については、承認取り消しを行い、手当を返還した。今後は年次有給休暇取得日や勤務を要しない日に手当を支給することがないように、申請手続の方法の見直しや承認関係者による確認を徹底する。

令和元年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 事務処理の適正化と取組について</p> <p>今回の監査においては、指導・注意事項に挙げた旅行命令に関するものや備品管理に関するものなど、一定の改善が見られたが、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるもの、また特殊勤務手当の誤支給など、重大なミスが昨年度同様、多数確認された。</p> <p>特に事案の決定手続が確認できないもののうち、事業実施の起案文書がないものについては、昨年度は1課だったものが、今回の監査においては6課に増加している。</p> <p>事案の決定手続は、言うまでもなく事務事業を進めるうえで最も重要なことであり、すべての事務事業の根幹である。</p> <p>なぜこのような事態になったのか、しっかりと検証を行い、再発防止に努められたい。</p> <p>また、特殊勤務手当の誤支給については、今年度の定期監査（第1回）においても確認され、意見を述べたところであるが、今回も1課において10件の誤支給が確認され、昨年度より件数が増加した状況である。</p> <p>なぜ改善を行うことができないのか、また何が初歩的とも思われるミスを誘発しているのかなど分析をしっかりと行い、ミスを発生させないためのマニュアルを整備するなど対策を強く求めるものである。</p>	<p>(1) 事務処理の適正化と取組について</p> <p>事案の決定手続は、事務事業を進める最も重要なことであり、事務の基本である。その手続の漏れが前回よりも増加していたことについては、前例踏襲での事務執行がされ根拠規定の確認といった基本が欠けていた可能性が高いので、職員、主査、係長、それぞれの役に応じたチェック体制の見直しや、既存マニュアルの見直しなどを行い、ミスが繰り返される要因の検証を行い、再発防止に努めていく。</p> <p>また、特殊勤務手当の誤支給について、チェック体制を強化すると答えていた同じ課が繰り返し指摘を受けていることについても、なぜ改善されないのか、チェック体制の見直しや、特殊勤務手当の申請手続等の見直しなど徹底して検証を行っていく。</p> <p>今回の監査委員意見を踏まえ、令和2年3月31日付けで「適正な事務の執行について」を総務部長名で通知し、周知を図ったところである。指摘のとおり令和元年度に内部統制の基本方針を定め令和2年度以降その基本方針に基づき体制の整備・運用を行う中で全職員に周知徹底を図り、今回の監査結果を踏まえた形での再発防止につなげていく。</p>

区においては、令和元年度に内部統制の基本方針を定め、令和2年度以降、その方針に基づいて内部統制体制の整備・運用を進めていくとのことだが、今回の監査結果等を踏まえ、真に実効性のある取組となるよう強く望むものである。

(2)「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各部の令和元年度取組」について

本年7月に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えるにあたり、令和元年度における各部の取組について監査を実施したが、概ね適正に行われ、遅滞なく進捗していることを確認した。

インフラ整備については、会場周辺の道路景観整備や遮熱性舗装の実施、南部地区における公衆便所の洋式化、またITインフラ面においては情報セキュリティ対策の強化などが進められていた。

気運の醸成と大会後のレガシーにつながる取組については、ボクシングキャラクター『あしたのジョー』を活用したシティドレッシング、ボクシングや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で実施される各種競技の体験事業、また墨田区総合運動場が昨年12月にオープンし、2月にはすみだランフェスタが開催された。

そのほか既存の事業を活用し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をテーマとした講座や講演会、ワークショップの開催のほか保育園等でのスポーツ教室の実施や小・中学校におけるオリンピック・パラリンピック教育等、スポーツを通じた健康増進や障害者スポーツを通じての共生社会の実現、区内産業振興や国際観光の推進など、様々な分野で効果が期待される事業が、子どもか

(2)「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各部の令和元年度取組」について

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」については、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、約1年後に実施予定となった。

区は現在、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として事業を進めているが、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」に向けた取組については、今後の国や東京都、組織委員会等の動向を見極め、また連携を密にし着実に準備を進めていく。

ら高齢者まで多様な年代を対象として、幅広く展開されている印象を受けた。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の本番まで、約4か月と迫ってきたが、1月以降に広まった新型コロナウイルス感染症の影響により、区においても多くのイベントや行事等について、中止や延期などの対応を行っている状況である。事態の早期収束を願うところだが、世界的な感染拡大により今後も多大な影響が予想されるため、国、東京都などの動向を注視し、また連携を密にしながら引き続き大会の成功に向けた準備を着実に取り組まれない。

なお、レガシーにつながる取組について、「何をレガシーとして残すのか」、また「レガシーとしていかに残るのか」など分かりにくいと感じるものもあったため、個々の取組のテーマやそこから生み出される効果等をしっかりと見極め、大会後に価値あるレガシーとして次世代に引き継がれるよう、ソフト・ハードの両面から継続した取組を進められたい。

令和元年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

随時監査（その1）

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 工事件名 文花子育てひろば新築工事</p> <p>監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。</p> <p>文花子育てひろばの移設は墨田区基本計画の主要な公共施設等整備事業に位置づけられた子育てひろば整備事業の一つであり、新たに実施を予定している乳幼児の一時預かりのための諸室を整備するなど、子育て支援サービスの更なる充実を図るものとなっている。また、現施設の隣接地への移設となったことにより、施設の利用者やボランティア等が継続的かつ安定的に活動できるものとなった。</p> <p>今回の監査は工事の初期段階でのものとなったが、これまでのところ工事は概ね順調に進んでいた。工事はこれから佳境を迎えることとなるが、引き続き安全管理を徹底し、事故等を発生させることのないよう努められたい。</p> <p>また、現在の本区における公共施設の保有状況を見ると、今後も施設の維持管理においては、その費用の削減や財政負担の平準化を図る必要がある。文花子育てひろばについても、計画的な予防保全により、施設の長寿命化に取り組まれたい。</p>	<p>監査委員の意見を踏まえ、改めて気を引き締め、竣工引渡しまでは、事故防止について努める。</p> <p>また、本区における公共施設については、既に「公共施設マネジメント実行計画」に基づき、順次、大規模修繕を行うなど計画的な予防保全に取り組んでいるので、文花子育てひろばについても同様に位置づけて長寿命化に取り組んでいく。</p>

令和元年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

随時監査（その2）

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 工事件名 日進公園再整備工事</p> <p>監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。</p> <p>工事技術調査で技術士から要望のあった、劣化の著しいL型側溝の補修については、今後、別途工事による対応を予定していくとのことであった。</p> <p>本工事は、墨田区基本計画の主要な公共施設等整備事業に位置づけられた公園等新設・再整備事業の一つであり、昭和46年の開園以来、大規模な改修もなく老朽化している日進公園を再整備するものである。その整備に当たっては、地元区民を対象としたワークショップ活動を行うなど、区民の意見を反映したプランとなっている。</p> <p>これらの経緯も踏まえ、新しい日進公園が、その整備テーマである「子どもからお年寄りまで誰もが集え、多様な使い方のできる安全・安心な公園」として区民に親しまれるものとなるよう期待するものである。</p>	<p>技術士から要望のあった劣化の著しいL型側溝の補修については、日進公園再整備工事の施工範囲外であるため、令和2年度において維持補修工事を行う。</p>

令和元年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>ア 指摘事項</p> <p> b 事案の決定手続に誤りがあるもの</p> <p> (b) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあつた。(庶務課)</p>	<p> (b) 当該文書を適正な専決区分に是正し、改めて決定した。</p>

令和元年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>（1）事務処理の適正化と取組について</p> <p>今回の監査においては、指導・注意事項に挙げた旅行命令に関するものや備品管理に関するものなど、一定の改善が見られたが、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるもの、また特殊勤務手当の誤支給など、重大なミスが昨年度同様、多数確認された。</p> <p>特に事案の決定手続が確認できないもののうち、事業実施の起案文書がないものについては、昨年度は1課だったものが、今回の監査においては6課に増加している。</p> <p>事案の決定手続は、言うまでもなく事務事業を進めるうえで最も重要なことであり、すべての事務事業の根幹である。</p> <p>なぜこのような事態になったのか、しっかりと検証を行い、再発防止に努められたい。</p> <p>また、特殊勤務手当の誤支給については、今年度の定期監査（第1回）においても確認され、意見を述べたところであるが、今回も1課において10件の誤支給が確認され、昨年度より件数が増加した状況である。</p> <p>なぜ改善を行うことができないのか、また何が初歩的とも思われるミスを誘発しているのかなど分析をしっかりと行い、ミスを発生させないためのマニュアルを整備するなど対策を強く求めるものである。</p>	<p>（1）事務処理の適正化と取組について</p> <p>事務処理の適正化のためには、職員が根拠法令等を正しく理解し、正確な手順を確認した上で決定手続を進めていくことが重要である。</p> <p>事務処理上のミスを防ぐため、複数人によるチェック体制の強化及び、日々の業務における職員一人ひとりの意識向上に努めてきたところではあるが、今回の監査結果を重く受け止めている。</p> <p>適正な事務の執行については、根拠の確認を怠った前例踏襲や個人の記憶による判断を行うのではなく、根拠となる法令や正しい手順に沿って事務処理を行っていくことが重要である。</p> <p>今回の結果を踏まえた更なる改善策として、個人の記憶や慣れに頼ることなく定期的に事務マニュアル等を見直し、事務マニュアル等に基づく事務執行を徹底し、根拠法令等の確認作業を行っていく。</p>

区においては、令和元年度に内部統制の基本方針を定め、令和2年度以降、その方針に基づいて内部統制体制の整備・運用を進めていくとのことだが、今回の監査結果等を踏まえ、真に実効性のある取組となるよう強く望むものである。

(2)「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各部の令和元年度取組」について

本年7月に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えるにあたり、令和元年度における各部の取組について監査を実施したが、概ね適正に行われ、遅滞なく進捗していることを確認した。

インフラ整備については、会場周辺の道路景観整備や遮熱性舗装の実施、南部地区における公衆便所の洋式化、またITインフラ面においては情報セキュリティ対策の強化などが進められていた。

気運の醸成と大会後のレガシーにつながる取組については、ボクシングキャラクター『あしたのジョー』を活用したシティドレッシング、ボクシングや東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で実施される各種競技の体験事業、また墨田区総合運動場が昨年12月にオープンし、2月にはすみだランフェスタが開催された。

そのほか既存の事業を活用し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をテーマとした講座や講演会、ワークショップの開催のほか保育園等でのスポーツ教室の実施や小・中学校におけるオリンピック・パラリンピック教育等、スポーツを通じた健康増進や障害者スポーツを通じての共生社会の実現、区内産業振興や国際観光の推進など、様々な分野で効果が期待される事業が、子どもか

(2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各部の令和元年度取組について

令和2年度においても、東京都教育委員会の方針を踏まえ、各幼稚園、小・中学校には、オリンピック・パラリンピック教育に関する全体計画、年間指導計画の作成を依頼し、活動の推進を図るよう指導していく。

大会後のレガシーの構築について、各幼稚園、小・中学校の実態を踏まえた上で、確実に引き継がれるようにするため、教員対象のオリンピック・パラリンピック教育担当者連絡会で、レガシーの構築に関する好事例を紹介したり情報交換等の時間を設けたりするなどして、取組の推進を図るようにしていく。

ら高齢者まで多様な年代を対象として、幅広く展開されている印象を受けた。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の本番まで、約4か月と迫ってきたが、1月以降に広まった新型コロナウイルス感染症の影響により、区においても多くのイベントや行事等について、中止や延期などの対応を行っている状況である。事態の早期収束を願うところだが、世界的な感染拡大により今後も多大な影響が予想されるため、国、東京都などの動向を注視し、また連携を密にしながら引き続き大会の成功に向けた準備を着実に取り組まれない。

なお、レガシーにつながる取組について、「何をレガシーとして残すのか」、また「レガシーとしていかに残るのか」など分かりにくいと感じるものもあったため、個々の取組のテーマやそこから生み出される効果等をしっかりと見極め、大会後に価値あるレガシーとして次世代に引き継がれるよう、ソフト・ハードの両面から継続した取組を進められたい。